

令和4年第9回農業委員会総会

1 日 時 令和4年10月25日(火)
午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
5	小川 裕希恵	7	島原 順二

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和4年第9回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年10月25日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第19号	農地法等に基づく大竹市農業委員会の処分に係る審査基準等の改正について
日程第2	報告第13号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第3	報告第14号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局主幹

ご起立ください。ただ今から、令和4年第9回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席ください。

会 長

おはようございます。本日はお忙しい中総会に出席していただきありがとうございます。これより着座にて進行させていただきます。本日の出席委員11名中9名（欠席2名）で定足数に達しておりますので、これより、令和4年第9回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において8番田中博幸委員、9番橋村實男委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第19号「農地法等に基づく大竹市農業委員会の処分に係る審査基準等の改正について」を議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第19号についてご説明いたします。議案書2ページになります。また、議案と同封の資料として資料1、資料2、資料3をご覧ください。まず初めに、農業委員会が行う農地法に基づく事務処理及び審査についてからご説明します。平成19年4月から広島県条例により県の権限で決定されていた農地法第4条、第5条、第18条などの許可案件について、市町に権限移譲されたことに伴い平成22年4月、各市町における運用を統一化し、円滑に実施することなどを目的に、広島県が「農地法関係事務処理ガイドライン」を策定しています。このたび広島県が9月8日付けでこのガイドラインの改正をしたことに伴い、農地法等に基づく処分に係る審査基準を大竹市においても審議する必要がありますので、ご提案させていただきます。なお、審査基準は広島県が新たに示した基準と同一にしております。資料につきましては、A41枚の資料1「農地法等に基づく処分に係る審査基準等について」ホッチキス止めの横長になります。資料2「農地法等に基づく処分に係る審査基準等について新旧対照表」。A4冊子の資料3「農地法等に基づく処分に係る審査基準等について」をお配りしております。それでは、資料に沿ってご説明いたします。まず、資料1にこのたびの主要な改正点をまとめております。はじめに、農地法第3条の許可によって取得した農地について、少なくとも3年を経過しておらず3作以上の耕作がされていない農地の転用が申請された場合は、第3条の趣旨に反した転用目的の農地取得として転用を認めないとの記述がありましたが、農林水産省の通知「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」において、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地転用を認めないといった対応が適切でないとされたため、「3年3作」の記述を削除するものです。

2つ目は、農地転用に該当しない事例についての追加で、本来農地を農地以外のものにする行為農地転用とは、耕作の目的に供される土地を耕作の目的に供される土地以外の土地にするための全ての事実行為が該当します。このため、農地を住宅用地、道路等の用途に転換する場合はもちろん、農地の区画や形質に何ら変更を加えずに資材置場や駐車場として利用する場合も、耕作の目的に供しえない状態にするときは、

その期間の長短にかかわらず、原則として農地転用に該当することになります。ただし、農地では耕作を目的とした利用を行いつつ、当該利用に支障が生じない範囲で副次的に農地を耕作の目的以外の目的に利用する場合、すなわち、①農地の区画や形質を変更することなく、②1日～2日間程度のごく短期間のみ利用するものであって、③その利用が終了すれば直ちに耕作可能な状態となることが明白な場合については、農地転用に該当しないものとして取り扱って差し支えないとの記載を追加するものです。具体的には、収穫体験会や泥んこサッカー大会などイベント会場としての一時的な利用や、冬季の積雪期間や不作付け期間に、地域の郷土行事であるとんど焼きなどを行う場合を想定しています。

3つ目ですが、農地の区画や形質に変更を加えて転用する場合は、転用の許可が必要ですが、耕作を行う者がその農地を農地の保全又は利用の増進のための農業用施設（ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及び灌漑排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設）の用に供する場合については、農地転用の許可を要しないことを追加することとなりました。これらの場合、許可は不要ですが農業用施設の届出が必要です。また、本文中の一部の記載と字句の軽微な修正を行っています。次に資料2をご覧ください。ただいまご説明しましたことを表にしています。右側に現行を左側に改正後に分けてどこを改正するか比較し、改正したところを赤字で印字したうえで一覧にしています。また、資料3ですが、こちらはこのたびに改正したものを取り込んでまとめたものになっています。以上となります。ご審議をお願いします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本件について、審査基準等を改正することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、ご異議ありませんので、本件については審査基準等を改正することに決定されました。続きまして、日程第2報告第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第13号について事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。議案書は3ページ、地図は4ページ、5ページをご覧ください。届出地は白石一丁目〇〇番〇〇、地目は畑面積214㎡、白石一丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は247㎡、白石一丁目〇〇番〇〇、地目は畑面積505㎡です。申請地は、昨年6月に白石一丁目〇〇番〇〇からの連続した農地6筆を「資材置場並びに駐車場」として利用するために取得・転用する5条届出があった土地の一部で、周辺の開発が一段落したので、改めて分筆を実施しそのうち3筆を宅地4区画と共有通路として分譲を計画したものです。昨年の6月に所有権移転の手続きをしているので、不動産会

社が自ら転用の届出者となりました。地区担当委員さんからも、近隣の農地に特に支障を及ぼすことはないというご意見をいただいております。9月22日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。続きまして、日程第3報告第14号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第14号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は6ページ、地図は8ページをご覧ください。届出地は木野二丁目〇〇番〇〇地目は畑、面積は92㎡、木野二丁目〇〇番〇〇地目は畑、面積は13㎡、木野二丁目〇〇番〇〇、地目は畑、面積は82㎡、木野二丁目〇〇番〇〇地目は畑、面積は72㎡です。主要地方道岩国大竹線(旧186号線)から、木野二丁目集会所に向かう道の両側になります。譲受人は不動産業を営んでおり、転用目的は露天の駐車場として利用するためです。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。10月4日にこの届出を受理しております。順位2は議案書は7ページ、地図は9ページをご覧ください。届出地は木野二丁目436番4、地目は畑、面積は260㎡です。転用目的は、譲受人が居住する住宅を建築するためにです。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。10月4日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第9回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局主幹

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。